

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 件 名 | 木津川総管外消防用設備等点検業務 |
| 2 業 務 場 所 | 三重県名張市下比奈知2811-2 木津川ダム総合管理所 外5箇所 |
| 3 期 間 | 契約締結の翌日 から 令和9年3月25日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | ・当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」、営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)によるものとします。 |
| 3)提出期限 | 令和8年7月29日 14:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
FAX 0595-64-8964 |
| 5)担 当 者 | 総務課 中岡 |
| 6)質 問 書 | 令和8年7月24日 14:00 まで |
| 提出期限 | ※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年7月30日 14:00までとします。 |
| 8)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
なお、契約金額が100万円以下の場合には、請書を省略することができます。
3) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年7月21日に交付された「木津川総管外消防用設備等点検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構に対しての通知方法は、機構から送信 (FAX) した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信 (FAX) する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

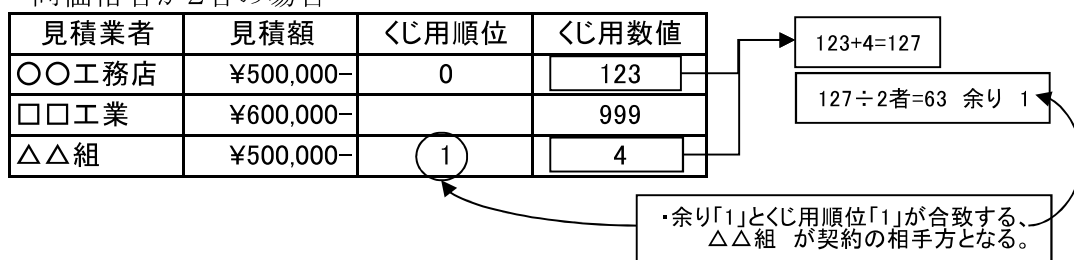
3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信 (FAX) していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

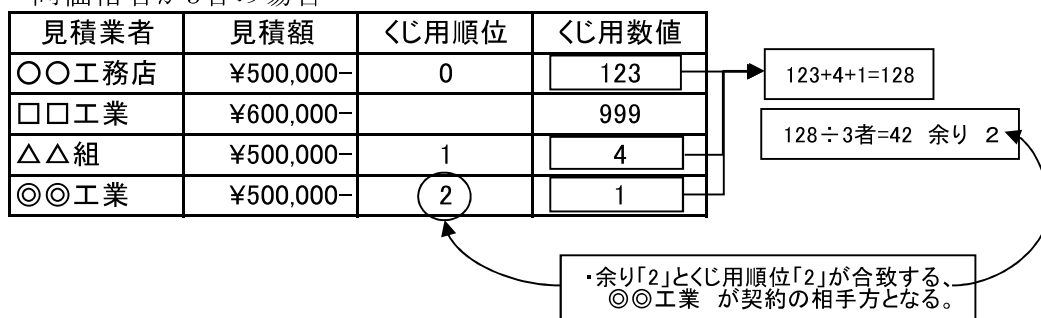
- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合



例) ・同価格者が3者の場合



木津川総管外消防用設備等点検業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する「木津川総管外消防用設備等点検業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 業務場所

三重県名張市下比奈知2811-2 木津川ダム総合管理所 外5箇所
なお、上記の外5箇所とは、次に示すとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 三重県名張市中知山地内 | 青蓮寺ダム管理所 |
| (2) 三重県名張市上比奈知字熊走り地内 | 比奈知ダム管理所 |
| (3) 三重県伊賀市阿保地内 | 川上ダム管理所 |
| (4) 三重県名張市平尾3130-1 | 平尾寮 |
| (5) 三重県伊賀市緑ヶ丘中町4290-1 | 川上ダム管理用宿舎 |

第3節 期間

契約締結の翌日から令和9年3月25日までとする。

第4節 業務内容

本業務は、消防法に基づく消防用設備等の定期点検及び機器交換を行うものである。

- | | |
|-----------------------|----------|
| 定期点検（機器点検・機器点検及び総合点検） | 各1回（各施設） |
| 消火器処分 | 5本 |

第5節 数量

- (1) 定期点検
別紙数量表のとおり。

- (2) 消火器処分
次の消火器を受注者の責任において適正に処分すること。

設置場所	消火器の種類	単位	数量
比奈知ダム 管理所	日本ドライケミカル（株）PAN-10SPD ※リサイクルシールの購入必要 ※使用済	本	1
	モリタ宮田工業（株）M-10 型 ※リサイクルシールの購入必要 ※使用済	本	1
	ヤマトプロテック（株）YA-10L ※リサイクルシールの購入必要 ※使用済	本	2
	ヤマトプロテック（株）YA-20X ※リサイクルシールの購入必要	本	1

第6節 報告書の作成

消防法に基づき、点検結果報告書を各施設2部作成するものとする。また、修理（取替）等を実施した設備は、取替前後等の写真を機構に提出するものとする。

第7節 作業条件

- (1) 作業に必要な機器等は、受注者において準備するものとする。

- (2) 本作業にあたっては、既設設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。万一損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修復を行うものとする。
- (3) 作業時間については、作業前に担当職員と連絡を取り作業開始時間を確認した後、作業に入るものとする。

第8節 設計変更

本業務では、点検の結果等により不具合が発見された場合は、作業の追加を指示することがある。この場合には設計変更の対象とする。なお、軽微な不具合（球切れは機構から支給）に対する作業の追加を指示する場合は設計変更の対象としない。

第9節 疑義等

仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議しなければならない。

以 上

消防用設備等数量表

別紙

場 所 木津川ダム総合管理所

1/6

構造	延べ面積
RC造 地上4階	2687.54m ²

名 称	仕 様	数 量
消火器具		
粉 末 A B C	10 型(蓄圧式)	26 本
自動火災報知設備		
受 信 盤	P型1級 20窓	1 面
副 受 信 盤	P型1級 30窓	1 面
感 知 器	差動式スポット型	36 個
感 知 器	定温式スポット型	13 個
煙 感 知 器	光電式スポット型	41 個
発 信 機	P型1級	5 個
表 示 灯		5 灯
地区音響装置		5 個
常 用 電 源		1 組
配 線		1 式
誘導灯及び誘導標識		
誘 導 灯	10W	19 灯
誘 導 標 識		1 枚
配 線		1 式
排煙設備		
連 動 操 作 盤	10回線	1 面
防排煙ダンパー		4 個
防火・防煙シャッター	ヒューズ無	4 枚
煙 感 知 器	光電式スポット型	13 個

消防用設備等数量表

別紙

場 所 青蓮寺ダム管理所

2/6

構造	延べ面積
【管理所】RC造 地上3階 【付属建物】倉庫、車庫、受電室、インクライン室、防災倉庫、ゲート室、バルブ室 等	571.65㎡

名 称	仕 様	数 量
消火器具		
粉 末 A B C	10 型(蓄圧式)	37 本
非常警報設備		
起 動 装 置		3 組
音 響 装 置		3 組
表 示 灯		1 灯
配 線		1 式

消防用設備等数量表

別紙

場 所 比奈知ダム管理所

3/6

構造	延べ面積
【管理所】RC造 地上3階 地下1階 【付属建物】艇庫、ゲート室、展望室、機械室 等	1716.33m ²

名 称	仕 様	数 量
消火器具		
粉 末 A B C	10 型(蓄圧式)	32 本
強 化 液	6 型(蓄圧式)	2 本
自動火災報知設備		
受 信 盤	P型1級 10窓	1 面
受 信 盤	P型2級	1 面
副 受 信 盤	P型1級 10窓	1 面
感 知 器	差動式スポット型	57 個
感 知 器	定温式スポット型	9 個
煙 感 知 器	光電式スポット型	27 個
煙 感 知 器	光電式分離型	1 個
発 信 器	P型1級	4 個
表 示 灯		4 灯
地区音響装置		5 個
常 用 電 源		1 組
配 線		1 式
誘導灯及び誘導標識		
誘 導 灯	10W	1 灯
誘 導 灯	20W	11 灯
誘 導 灯	C級高輝度	4 灯
配 線		1 式
排煙設備		
連 動 操 作 盤	5回線	1 面
排 煙 口		1 個
防 火 扉	片 面	3 枚
排煙機(ファンモーター)		1 台
排煙機起動盤		1 面
煙 感 知 器	光電式スポット型	3 個

消防用設備等数量表

別紙

場 所 川上ダム管理所

4/6

構造	延べ面積
【管理所】 RC造 地上3階 地下1階 【付属建物】 コア倉庫、エレベータ設備建屋、修理用ゲート設備建屋、水位観測設備建屋、選択取水設備建屋、多目的利用室建屋、曝気設備建屋、水力発電所	1437.96㎡

名 称	仕 様	数 量
消火器具		
粉 末 A B C	10 型(蓄圧式)	29 本
粉 末 A B C	50 型(蓄圧式)	4 本
二酸化炭素消火器	10 型	3 本
自動火災報知設備		
受 信 盤	P型1級 10/15	2 面
感 知 器	差動式スポット型	41 個
感 知 器	定温式スポット型	7 個
煙 感 知 器	光電式スポット型	43 個
発 信 器	P型1級 屋内型	13 個
地区音響装置		16 個
常 用 電 源		1 組
配 線		1 式
誘導灯及び誘導標識		
誘 導 灯	B級	7 灯
誘 導 灯	C級	15 灯
階段通路誘導灯		4 灯
誘 導 標 識		1 枚
配 線		1 式

消防用設備等数量表

別紙

場 所 平 尾 寮

5/6

構造	延べ面積
RC造 地上4階(本館)	1022.48m ²
RC造 地上2階(別棟)	201.33m ²

名 称	仕 様	数 量
消火器具		
粉 末 A B C	10 型(蓄圧式)	18 本
自動火災報知設備		
受 信 機	P型1級 10L	1 面
感 知 器	差動式スポット型	68 個
感 知 器	定温型スポット型	53 個
煙 感 知 器	光電式スポット型	12 個
発 信 機	P型1級 総合盤	9 個
表 示 灯	P型1級 総合盤	9 灯
地区音響装置	P型1級 総合盤	9 個
常 用 電 源		1 組
配 線		1 式
誘導灯及び誘導標識		
誘 導 灯	10W片面型	1 灯
誘 導 灯	C級片面型	1 灯
配 線		1 式
避難器具		
避 難 は し ご	2階(つり下げ式)	1 組
避 難 は し ご	2階(ハッチ式)	2 組
避 難 は し ご	3階(ハッチ式)	2 組
避 難 は し ご	4階(ハッチ式)	1 組
排煙設備		
制 御 盤	10回線	1 面
防 火 扉	片 面	7 枚
煙 感 知 器	光電式スポット型	14 個

消防用設備等数量表

別紙

場 所 川上ダム管理用宿舎

6/6

構造	延べ面積
鉄骨造 地上2階	318.86㎡

名 称	仕 様	数 量
消火器具		
粉 末 A B C	10 型(蓄圧式)	2 本

(案)

請 書

1 件 名 木津川総管外消防用設備等点検業務

2 場 所 三重県名張市下比奈知 2 8 1 1 - 2
木津川ダム総合管理所 外 5 箇所

3 期 間 自 令和 8 年 月 日

至 令和 9 年 3 月 2 5 日

4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔伊賀〕簡易裁判所又は〔津〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。